

「旅館業を経営される皆様」へ

旅館業を営もうとする者は、市長の許可を受けなければなりません。（旅館業法第3条第1項）

審査基準

旅館業の許可を受けるには、「設置場所の規定」と「構造設備の基準」に適合することが必要です。

又、次の事項に申請者が該当する場合は許可を与えないことがあります。（旅館業法第3条第2項）

- 1) 成年被後見人又は被保佐人
- 2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
- 4) 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（「8）」において「暴力団員等」という。）
- 6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 7) 法人であって、その業務を行う役員のうち1) から5) までのいずれかに該当する者があるもの
- 8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

◇設置場所の規定（旅館業法第3条第3項）

許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは許可を与えないことがあります。

- 1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設

3) 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、市の条例で定めるもの(寝屋川市旅館業法施行条例第3条)

- ・図書館法第2条第1項に規定する図書館
- ・博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設施設
- ・社会教育法第20条に規定する公民館
- ・都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
- ・学校教育法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校のうち、18歳未満の者の利用に供されるもの
- ・青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設で、国、地方公共団体又は公共的団体が設置するものうち、主として18歳未満の者の利用に供される施設又は多数の18歳未満の者の利用に供される施設で市長が指定するもの(公示施設)

◇構造設備の基準(旅館業法第3条第2項)

営業の種別	旅館業法施行令	寝屋川市旅館業法施行条例
旅館・ホテル営業	第1条第1項	第7条
簡易宿所営業	第1条第2項	第8条
下宿営業	第1条第3項	第9条

◇構造設備の基準の特例(旅館業法施行令第2条、旅館業法施行規則第5条)

旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、

- 1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 2) 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの
- 3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 4) 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設

1)～3)については、旅館業法施行令第1条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号の基準は適用しない。又、季節的状况、地理的状况等によって旅館業法施行令第1条第1項第4号及び第2項第4号の基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

4)については、旅館業法施行令第1条第2項第1号の基準は適用しない。

<許可申請の手続き>

旅館業の営業許可を受けようとする方は、事前に、**寝屋川市保健所**にご相談してください。